

## BoS決定事項FSSC22000バージョン6

利害関係者委員会(Board of Stakeholders (BoS))の決定書リストは、FSSC 22000 スキームバージョン5.1に適用される決定書を含む文書である。決定事項は、既存のスキームの規則を覆したり、さらに明確にしたりするものであり、定められた移行期間内に実施・適用されなければならない。決定書リストは動的なものであり、必要と判断された場合にはBoSが調整することができる。

利害関係者委員会は、FSSC 22000スキームの対象となる食品セクターの代表者で構成されている。BoSは、FSSC 22000スキームの内容および機能の承認に責任を負う。理事会は、FSSC 22000スキームに関して、関連する認証機関および認定機関に対し、拘束力のある決定および自主的な勧告を行うことができる。

### 【免責事項】

本翻訳はJICQAによるものであり、要求事項としての適用は原文となります。尚、本翻訳版は原文から抜粋したものです。

ナンバー	参照	決定事項	性質	決定日	開始日
#2	Part 3 (7.2) Annex 3	<p>本スキームの第 3 部、7.2 項「認証書のデザイン及び内容」に示す要求事項に加え、7.2 項(8)として以下の GFSI 要求事項を追加する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 認証書は、最後の FSSC22000 非通知審査の日付を示すものとする。</li> </ul> <p>注：非通知審査は、スキーム要求事項第 3 部の 5.4.1 項に従って実施されることが要求されており、従って、初回サイクルで非通知審査が実施されると、認証書は直近の非通知審査の日付で更新され、それ以降は、後続サイクルで実施される直近の非通知審査の日付で更新されます。</p> <p>詳細については、更新された附属書3を参照のこと。</p>	必須	12 March 2024	01 April 2024
#3	Part 2 (2.3)	<p>フードチェーンカテゴリーC0については、以下の追加GFSI要求事項が適用される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ISO22000:2018の8.3項に加えて、組織は、枝肉が食用に適すると判断されるまで（食用に適する血液を含む）、枝肉のすべての可食部のトレーサビリティを確実に維持するための適切な手順とシステムを確立し、実施し、維持するものとする。</li> </ul>	必須	12 March 2024	01 April 2024
#4	Part 2 (2.5.1)	<p>本スキームの第 2 部 2.5.1(a)項において、GFSI の要求事項が追加されたため、現行の文言を以下の文言に置き換えるものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ISO22000:2018の7.1.6項に加えて、組織は、食品安全にとって重要なパラメータの検証及び/又は妥当性確認のために試験所分析が使用される場合、妥当性確認された試験方法及びベストプラクティス（例えば、熟練度試験プログラム、規制当局が承認したプログラムへの成功裏の参加、又は、ISO/IEC17025のような国際規格の認定）を用いて、正確で再現性のある試験結果を作成する能力を有する適任な試験所（該当する場合、内部及び外部の試験所の両方を含む）によって実施されることを確実にするものとする。分析は、ISO/IEC 17025 の該当する要求事項に従って実施されなければならない。</li> </ul>	必須	12 March 2024	01 April 2024

Board of Stakeholders Decisionlist I March 2024

#5	ISO 22000:2018	ISOは2月24日、現行のISO22000:2018の改正を発表し、4.1項に気候変動に関する要求事項を盛り込み、4.2項に注記を追加した。これらの更新は、FSSC 22000 V6 審査に含まれるものとする。	必須	12 March 2024	01 April 2024
----	----------------	---	----	---------------	---------------